## 栄養機能食品

栄養機能食品は、特定の栄養成分の補給を目的として利用される食品で、栄養成分の機能を表示するものである(食品表示法第4条第1項の規定に基づく食品表示基準第2条第1項第11号)。 栄養機能食品は、平成13年に保健機能食品の一つとして創設された。対象食品は、消費者に販売される容器包装に入れられた一般用加工食品及び一般用生鮮食品である。栄養機能食品は規格基準型であり、食品表示基準に規定された規格基準を満たす必要があるが、国への届け出は必要ない。表に、栄養機能食品の対象となる栄養成分を示す。

## 表 栄養機能食品の対象栄養成分(食品表示基準別表第十一)

脂肪 (1種類)	n-3 系制 加酸
ミネラル (6種類)	亜鉛、カリウム*、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム
ビタミン (13 種類)	ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミン $A$ 、ビタミン $B_1$ 、ビタミン $B_2$ 、
	ビタミン $B_6$ 、ビタミン $B_{12}$ 、ビタミン $C$ 、ビタミン $D$ 、ビタミン $E$ 、ビタミン $K$ 、葉酸

<sup>\*</sup>注:カリウムは鏡剤、カプセルなどの形状の食品には使用できない。

栄養機能食品は、一日の摂取目安量として、当該栄養成分の含有量が基準に定められた上限値と下限値の範囲を満たす必要があるほか、基準に定められた当該栄養成分の機能及び注意喚起も表示する。栄養機能食品の対象となる栄養成分は、ヒトの生命維持に不可欠な栄養素であり、その機能は科学的根拠が十分に確立されていることから、栄養機能表示は規定された表示以外は記載できない。例えばカルシウムの栄養機能及び注意喚起表示は、「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」「本品は過剰摂取により、疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません、1日の摂取量を守ってください」である。

栄養機能食品に記載するべき表示項目を以下に示す。

- ① 栄養機能食品である旨及び栄養成分の名称
- ② 栄養成分の機能
- ③ 1日当たりの摂取目安量
- ④ 摂取の方法
- ⑤ 摂取する上での注意事項
- ⑥ バランスのとれた食生活を普及啓発する文言
- ⑦ 消費者庁長官の許可を受けたものではない旨
- ⑧ 当該栄養素が栄養素等表示基準値に占める割合
- ⑨ 栄養素等表示基準値の対象年齢
- ⑩ 調理または保存の方法に関し特に注意必要とするものは、その注意事項
- Ⅲ 特定の対象者に対して注意を必要とするものは、その注意事項